

1 開会

農地課長から挨拶及び委員紹介の後、委員の互選により橋口委員が委員長に選出された。

2 議題

(1) 多面的機能支払事業（多面的機能支払交付金）

ア 令和3年度実施状況報告

○ 資料により事業の概要及び令和3年度の実施状況を報告した。（事務局）

（委員）

資料2の6ページでカバー率の説明がありました。確認ですが、神奈川県認定農用地面積が全体で約1,000ヘクタール、その内この事業を行っている面積が11%という意味でしょうか。

（事務局）

本事業の対象となるのが、農業振興地域の整備に関する法律により、市町村が農業振興地域整備計画のなかで指定する農振農用地区域であり、3ページで色塗りがされている市町になります。それが6ページの表の農用地面積10,000ヘクタールであり、そのうち本事業の計画を認定され事業を実施している農用地面積が1,110ヘクタールというのがカバー率です。

（委員）

つまり、神奈川県農振地域の中で、11%はこの事業を使っており、全国では56%はこの事業を使っているということで、わかりました。

（委員）

カバー率について、県ではこの数字を上げる方向に進めたいとお考えでしょうか。例えば、予算の制約でできないということではなく、まだ是非手を挙げてほしいという立場ということでしょうか。

（事務局）

県としては取組を増やしていきたいと考えています。

（委員長）

資料の確認ですが、6ページの表の下に「農用地面積は～」と記載があります。また9ページの表の下に「認定農用地は～」の記載がありますが、どちらも説明が同じ様に見えるのですが。

（事務局）

16ページ用語集に記載のとおり、農用地と認定農用地は別物なのですが注意書きの説明が違っていました。申し訳ありません。

（委員長）

認定農用地面積について、資料2の5ページには1,119ヘクタールと記載がある一方、資料1には、令和3年度の11市町、28地区の合計面積は1,066ヘクタールとあります

が、その差は何でしょうか。

(事務局)

資料1の面積は対象農用地面積であり、資料2の14ページに記載のとおり知事が認めて交付金の算定の対象となる面積ですが、認定農用地面積というのは交付金の対象外も含まれた農用地面積なので、多少のずれが生じます。なお、令和4年度に対象地区が1地区増えています。

(委員長)

わかりました。資料1は交付金の金額も併せて書いてあるので、交付金算定の根拠になった面積を示しているのですが、カバー率を出すときは、別に認定という概念があるということですね。せっかく認定されているのに交付金の算定にならないのはもったいないと思いますが、交付金の算定に入れないのは何故でしょうか。

(事務局)

対象農用地と認定農用地が同じところがほとんどですが、市町村によってそうではないところもあり、県から市町村へ確認もしますが、対象外でよいという返答を得ています。

(委員)

資料1の農地の維持支払交付金ですが、鳥獣被害対策として広範囲に電気柵を設置しているところもありますが、その草刈りはこの交付金によるものではないのでしょうか。

(事務局)

事業計画に電気柵などの施設を維持するためとして位置づけられていれば、草刈の費用も対象となります。交付金は農地の面積に対して支払われますが、事業計画で維持活動の対象を定めていく仕組みです。

(委員)

農地維持支払の中で、厚木市と愛川町のところに組織数をカウントしないと記載がありますが、これは何でしょうか。

(事務局)

厚木市と愛川町にまたがる1つの組織を、厚木市と愛川町それぞれで1組織と記載すると2組織とカウントされてしまうため、こうした地区数になりました。この組織は、相模川から小沢頭首工という取水施設により取水し水路で下流まで水を引きますが、その施設を管理する農業者団体であり、厚木市と愛川町にまたがっています。

(委員)

事業の内容で鳥獣害対策の内容が全くありませんが、この事業は鳥獣対策の電気柵など、設備の設置費用は対象にはならないのでしょうか。

(事務局)

資料3の5ページをご覧ください。③多面的機能の増進を図る活動の「b」が、鳥獣被害防止の対策になり、施工するための費用、資材費、整備費が対象です。

(委員)

施設の設置もOKということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

今ご説明にありました施設の設置というのは、例えば、柵を作ってその柵の費用もお金を出せるという理解でよろしかったでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

県では、鳥獣害対策としてこの事業を利用している団体はいるのでしょうか。

(事務局)

次に説明する中山間地域等直接支払は中山間地域に指定されたところが対象となり、事業内容は類似しているので、条件のよい方を選択することになります。

(委員)

12 ページの施設の長寿命化のための活動状況ですが、全国と比較して県の動きとに大きな差があると感じました。令和元年はコロナの影響があった年ですが、県では対象農用地面積が 150 ヘクタールから 25 ヘクタールに落ちてまた回復していますが以前ほど戻っていないのに対し、全国ではそのような傾向が見られていません。これはどのように解釈したら良いのでしょうか。また、7 ページのデータから県でカバー率を上げる、この事業が受け入れられていくために、県独自の事情や動きを解釈するための材料はありますでしょうか。

(事務局)

分析はしていません。

(委員)

13 ページ写真にあるようなもの（農道や水路の補修）はこの事業というよりは、多くの場合には、市町村の予算で対応しているのでしょうか。

(事務局)

市町村が事業主体としてやる場合が多いと思います。

県にも施設の補修などの補助事業があり、計画的に実施していると思います。農道の場合は、市町村が所有管理していることが多く、水門のなどは土地改良区という団体が保有していることもあります。補修にはそれなりに費用がかかりますが、本事業では 1 組織あたりの対象農用地面積も小さく交付金も多くはないため、費用の大きなものをやると他の維持活動ができなくなってしまいます。

(委員)

ここの実績率が低いから地域で施設整備が進んでいないわけではないということでしょうか。

(事務局)

市町村でも要望を受けて補修等をそれなりにやっていますが、予算的なことから全て進んでいるかという点と難しいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。先ほどのカバー率の話は、少し難しいところではあると思

います。評価も、中間年評価と最終年評価のなかで題になるようなことかなと思っておりますので、その時はよろしくおねがいします。他にご質問とかご意見とかございましたでしょうか。

(委員)

交付金の審査の概略の流れですが、組織の設立から計画策定から申請、交付に入るとなりますでしょうか。

それと、事業計画が複数年度にわたると思いますが、事業計画の策定が結構大変と言うことがあるかもしれませんが、支援の体制は整っているのでしょうか。

また、補助割合が（国）2分の1、（県）4分の1、（市町村）4分の1で、県で予算計上していると思いますが、執行率はどのくらいでしょうか。

(事務局)

資料3のp11をご覧ください。まず組織を設立しまして、事業計画を作成し市町村に申請を行います。市長村から県に連絡が来る流れです。交付金は、毎年度申請をしています。

(委員)

では、計画が5年なら毎回その都度ですか。

(事務局)

そうです。事業計画書や交付申請の書類の作成は、市町村が支援しているところが割と多いです。三浦市ではそうした事務を農協がやっているところもあります。手続きの時期をアナウンスしたり、書類を修正するなどの支援をすることなどがあります。

執行率は、基本的には100パーセントです。

(委員)

カバー率を上げようとしてそれなりの予算をつけると、執行率は残念ながら低い数値に留まるのかと思うのですが、そういう感じではないですか。

(事務局)

新たに認定するにしても、前年度までに相談を受けて計画を立て、それに合わせて県が予算を立てるので、大幅に下がることはありません。

(委員)

カバー率は、それなりの時間がかかるということでしょうか。

(事務局)

そういうことです。

(委員)

資料3の3ページに事業主体の条件が書かれていますが、この事業を行うにあたり新たに設立するのでしょうか。

(事務局)

この活動組織はこの事業のための組織ですが、母体となる組織が大体あります。農協も入りますが地域の人が入らないと、運営の方だけでは難しいです。

(委員)

事業を利用するには、例えば、事務局などを農協がやるとしても、新しい組織を作る

ということなのですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

例えば、私が農家の仲間と作っている農事組合法人は利用できないのでしょうか。

(事務局)

その法人が母体となり、その地域で事業を行うこともできます。

(委員)

わかりました。

(2) 中山間地域等農業活性化支援事業（中山間地域等直接支払交付金）

ア 令和3年度実施状況報告及び中間年評価について

- 資料4により事業の概要及び令和3年度の実施状況を報告した。（事務局）

(委員)

相模原市でも本事業に当てはまる活動をしている地域がたくさんあると思いますが、令和元年以降は実施していないのは何故でしょうか。過去に実績はあったのでしょうか。市では本事業があることは把握されているのですよね。

(事務局)

相模原市にも対象地域はあるので、本事業の情報提供はしています。

(委員)

5ページの対象地域は、直近ではいつ改定されたのでしょうか。

(事務局)

平成17年度です。本事業は平成12年度に事業が創設されており、相模原市内では以前旧藤野町で実施していた実績があります。本制度は協定対象農用地は5年間維持保全しなければならないというルールで、そのうち一つでもできなくなると今までにもらった交付金を協定締結年度に遡って返還しなければならないという厳しいルールでした。現在は一部緩和されましたが、旧藤野町の取組は、事情はわかりませんが継続を断念した経緯があります。

(委員)

相模原市内の対象地域ですが、旧津久井町、旧藤野町のほか、相模湖町城山町も同じような状況なのでこちらも対象地域となるよう改定していただきたいと思います。

(事務局)

対象地域は、国の実施要領で地域の定めがあること、そのうち対象農用地が農振農用地区域でなければならないこと、1協定で合計1ヘクタール以上のまとまった農地団地がなければいけないこと、団地毎の傾斜など、交付を受けるための様々な要件があります。

(委員)

中山間地域では小さい農地が点在しており、1ヘクタール以上の農地をまとめるのはなかなか難しいというのが率直な感想です。

- 資料5-1（1～17ページ）により、中間年評価書（案）のうち評価項目に対する都道府県の評価について説明をした。（事務局）

（委員）

1 協定が「可」となっていますが、10割単価という「高い」目標を掲げた故に達しなかったということでしょうか。

（事務局）

10割単価の取組はできていますが、加算措置の取組を継続するのが難しくなったため「可」という評価になりました。

この協定では、前期対策も同様に10割単価と加算措置の取組ができており、5期対策でも継続していたのですが、加算措置については、取組の中心となる方が病気になってしまい継続が厳しくなったという状況です。

（委員）

この1協定は、申請時点より労働力なりが後退しているという意味合いだと思います。積極性があったものが他の協定並みに落ちてきたと理解してよいのでしょうか。ちなみに、資料4の6ページの①～⑧の協定のうち、何番だったのでしょうか。

各協定を質的に比較し、この1協定がどの部分かがわかると評価の記載方法を検討しやすいと思います。

（事務局）

⑥番で超急傾斜加算をやっている集落です。

（委員）

超急傾斜加算で茶工場ということですね。

- 資料5-1（18～19ページ）により、集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成について説明をした。（事務局）

（県所見（案）について、委員から意見無し）

（委員長）

基本的には県の所見についてはこの通りでよい旨賜ったとさせて頂きたいと思います。

- 資料5-1（20ページ）により、市町村に要望する支援内容について説明をした（事務局）

（委員）

表の④協定の統合・広域化への支援への要望が1協定ありますが、p21の次期対策「1. 継続の意向等」では広域化の意向をした協定はありません。

もしかしたら、「協定の統合・広域化への支援」と答えた1協定が「継続をしない」と言うことで入っていないのでしょうか。施策の中で「広域化」はキーワードになることですが、非常に消極的な姿勢に見えます。せっかくあるので、広域化を考えているところも出て

きても良いかなと思いましたがいかがでしょうか。

(事務局)

広域化の支援の意向を示した集落は継続意向ですので、一致しないのはおかしいと思います。今そういう支援の意向があるのになぜ広域化の意向がないのかという点については追って確認したいと思います。

(事務局補足→ 後日確認したところ、④の支援への要望の意向は誤りとのことでした。)

(委員)

表の⑦特に支援を要望しない、というのは県に聞けば分かるから市町村へ支援を要望しないということでしょうか。それともネットとかで調べればわかるということでしょうか。

(事務局)

基本的に集落から県へ直接支援を要望することは少ないので、そのような理由ではないと思います。なお、この答えを選択した集落は、継続を断念している集落であることも理由であると思われます。

(委員長)

事実関係からそういう可能性があるのではないかということだと思います。ただ、県の所見は本事業への取組支援ということもありますので、基本的にはこういうことでよろしいでしょうか。今年で終わるわけではありませんので、出来れば事業を続けてもらえるように、働きかけがあったほうが良いと思います。

他にご意見はありますか。

それでは基本的には県の所見についてはこの通りでよい旨賜ったとさせて頂きたいと思います。

○ 資料5-1 (21~24 ページ) により、継続の意向等、協定の役員について説明 (事務局)

(委員長)

今直接的に意見を求められているのは22ページと24ページの県の案でよろしいかということと、併せて他にご意見あれば、関連してお願いしたいと思います。

22ページの上の広域化等に対する県の推進方針につきましても7集落協定においても現在広域化の意向はないということと、市町村に要望する支援で挙げられたことにずれがあるというご指摘がありましたので、改めてもう一回確認いただいたうえで、表現を考えるとという前提で、他にご意見いただきたいと思います。

(委員)

24ページの県所見(案)には、60歳代、70歳代という年齢が挙がっていますが、60歳からこそがスタートではないかと思います。農業以外の仕事に従事していた方が60歳で入ってくる、ただ再雇用を選択する方がいますが、その人たちを農業の側で獲得することに苦労している話を聞きます。そのため、70歳以上に触れれば良いのではないかと思います。

それから、今後の対策として、事務委託と記載がありますが、他県では女性をどう使うかが主になっています。事務委託では、費用がかかることや受ける人が居ないなどで委託自体が難しいところなので、女性で少し事務経験があるような方に来てもらうとか、草刈も講習

を受けてもらいどんどんと動いてもらうなど、従来男性が活躍する場に女性に入ってきてもらっている話を聞きます。女性に触れた記載をするのも良いのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。事務局から見解若しくは回答はありますか。

(事務局)

仰る通りかと思います。70 歳代 60 歳代も集落の活動としてはこれからというところだと思いますので、こちらの表現については検討して修正したいと思います。

また、女性の活用ということも、欠けていた視点かなと思います。こちらも検討したいと思います。

(委員長)

よろしいでしょうか。他にご意見はございますでしょうか。

(委員)

集落協定の廃止意向を示しているとのことですが、スタートからどれくらい時間がかかって、廃止意向に至ったのが事実関係を把握する必要があると思います。高齢化なのか、あるいは、比較的早い段階で廃止意向になっていたとすると、他の場所でも似たようなことが心配されます。

(事務局)

少なくとも、第3期対策の始まった平成 22 年からは継続していることは間違いありません。

(委員長)

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、24 ページの表現は、60 歳だから高齢とは書かれておりませんが、もう一度ご検討いただくこと、あと、女性のことについてこちらで反映して頂くか、あるいは、こちらで、第三者委員会の意見を反映して頂くということにしたいと思います。

これで、中間年評価書の関係は終わりになります。よろしいでしょうか。

皆様どうもありがとうございました。

あらためてこの中間年評価のスケジュールについて補足ございましたらよろしくお願います。

(事務局)

委員会でいただいたご意見を踏まえ、県の中間年評価とさせていただきたいと思いますが、案の作成にあたり、橋口委員長と調整し、委員の皆様とも情報共有しながら、進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。改めまして、全体を通して、今後のことについて何か委員の皆様からご意見ご要望はありますか。

(委員)

60 歳代、70 歳代ではなくて、若者がもっと農業をやるような考えなどが全面に出てくるように、是非若い人たちに農業で楽しく暮らせる方法をもう少し打ち出してほしいなと思います。

(委員長)

多分、県では、県全体の農業について議論する場もあって、中山間地域以外も対象に活発に議論されていると思いますが、今のご要望も踏まえて、この2つの制度の対象としている地域に、特に浸透するようご担当の方にもご尽力いただくようお願いできると思います。ご意見どうもありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(委員)

今回この2つの事業を初めて知りました。せっかくある事業なので、うまく活用出来ないかと思って聞いていましたが、中山間地域の一番の課題は鳥獣害対策で、今まで食べられなかった葉菜類さえ食べられるようになって、何も作れないという状況です。電気柵の補助が市と農協から出るので、自己負担が2割から3割負担で設置できますが、個人個人が対応することも難しくなっています。高齢化も進んできていますし、これからは地域として鳥獣害に対応しないといけない状況だと思います。集落ごと柵で囲めないか検討している地域があるのですが、この二つの事業を活用出来る可能性はあるでしょうか。

(事務局)

活用できる可能性はあります。集落全体となるとかなり広範囲なので、例えば市などにやってもら制度もあるのかなと思います。

(委員長)

中山間ルネッサンス事業若しくは別の事業かもしれませんが、ハード事業で農道の整備や集落全体を囲むような柵の設置に補助が出る事業があったと思います。市の方にご相談いただくか県でもう一回情報集めて頂いて、ご検討いただく余地はあるのかなと思います。

(委員)

わかりました。市と話をすべき話なのかも含めて、相談してみたいと思います。

(委員長)

ほかにご意見いかがでしょうか。ご要望も含めまして。よろしいでしょうか。

3年ぶりの対面での委員会でした。特に事業の実施状況の概要にも、積極的なご意見やご質問等いただき、充実した時間になったのではないかと思います。県の制度と対象地域の動向について関心を払っていただいて、また今後ともご意見、ご質問ご要望等、積極的にいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。本日はありがとうございます。

(3) その他

今後の委員会開催スケジュールについて、資料6により事務局から説明した。

3 閉会

農地課副課長より挨拶